



自動車税

1. 自動車税とは

(1) 自動車税の性格

自動車税は、自動車の所有に対して課される道府県の普通税ですが、①財産税としての性格、②道路損傷負担金としての性格、③一部については奢侈税としての性格、の三つの性格を併せ持っているといわれています。

(2) 昭和15年に地方税として自動車税が創設

昭和33年に、軽自動車税が創設（市町村税）され、その課税対象となった軽自動車と二輪小型自動車が自動車税から除外されました。

2. 課税要件等

(1) 課税団体、課税対象（課税客体）（法145①）

自動車税は、自動車の主たる定置場所在の都道府県において課税します。対象となる自動車は、道路運送車両法の適用をうける自動車のうち普通自動車と三輪以上の小型自動車です。

(2) 納税義務者（法145①②③）

- ① 自動車の所有者に課税します（所有者課税）。

なお、割賦販売などで売主が自動車の所有権を留保している場合は、買主を自動車の所有者とみなして課税します。

- ② 国または地方公共団体等が所有する自動車の貸与を受けてその自動車を使用する場合は、その使用者が納税義務者になりますが、公用または公共の用に供するものについては課税されません。

(3) 非課税等（法146）

次の場合には自動車税は課税されません。

- ① 国または地方公共団体等が所有する自動車
- ② 日本赤十字社が所有する自動車のうち直接その本来の事業の用に使用されている自動車で都道府県の条例で定めるもの
- ③ 在日外国政府機関の所有する自動車等

(注) 東日本大震災による被災自動車の代替自動車等の取得に係る自動車税の非課税等の概要

- 1 法附則第52条第一項に規定する政令で定める者が、被災自動車に代わるものと道府県知事が認める自動車を次の期間に取得したときは、それぞれに対応した年度分が非課税となります。

	期 間	年 度 分
1	平成28年4月1日～平成29年3月31日	平成29年度分
2	平成29年4月1日～平成30年3月31日	平成29年度分及び平成30年度分
3	平成30年4月1日～平成31年3月31日	平成30年度分及び平成31年度分

- 2 法附則第52条第二項に規定する政令で定める者が対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと道府県知事が認める自動車を上記期間内に取得したときは、上記表の期間に対応した年度分が非課税となります。

- 3 法附則第52条第三項に規定する政令で定める者が対象区域内自動車以外の自動車を上記1の期間内に取得した場合において、当該自動車を取得した後に、対象区域内自動車が対象区域内用途廃止等自動車に該当することになり、かつ、当該自動車を対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと道府県知事が認めるときは、上記表1の各号に対応した年度分の徴収金が免除されます。

(4) 税率（法147）

自動車税の標準税率は、自動車の車種や用途などによって次頁の表の

自動車税

ように定められています。制限税率は、標準税率の1.5倍です。

(5) 納税義務の発生および消滅に伴う月割課税（法148、150）

自動車税の賦課期日は4月1日です。したがって、4月1日現在の所有者に課税するものですが、賦課期日後に自動車を取得したり廃車した場合には、月割計算で課税します。

- ① 賦課期日後に新規取得した場合は、発生（登録）した月の翌月から月割課税します。
- ② 賦課期日後に廃車した場合は、消滅（登録）した月まで月割課税します。

月割課税の税額の計算

$$\boxed{\text{年額}} \times \boxed{\text{課税される月数} / 12} = \boxed{\text{税額}}$$

自動車税税率表

（単位：円）

車 種		自家用	営業用
乗 用 車	1 l 以下	29,500	7,500
	1 l 超～1.5 l 以下	34,500	8,500
	1.5 l 超～2 l 以下	39,500	9,500
	2 l 超～2.5 l 以下	45,000	13,800
	2.5 l 超～3 l 以下	51,000	15,700
	3 l 超～3.5 l 以下	58,000	17,900
	3.5 l 超～4 l 以下	66,500	20,500
	4 l 超～4.5 l 以下	76,500	23,600
	4.5 l 超～6 l 以下	88,000	27,200
	6 l 超	111,000	40,700
ト ラ ック	1 t 以下	8,000	6,500
	1 t 超～2 t 以下	11,500	9,000
	2 t 超～3 t 以下	16,000	12,000
	3 t 超～4 t 以下	20,500	15,000
	4 t 超～5 t 以下	25,500	18,500
	5 t 超～6 t 以下	30,000	22,000
	6 t 超～7 t 以下	35,000	25,500
	7 t 超～8 t 以下	40,500	29,500

自動車税

8 tを超えるものについては、1 t ごとに自家用6,300円、営業用4,700円を加算する。							
けん引車		小型	10,200	7,500			
		普通	20,600	15,100			
被けん引車		小型		5,300	3,900		
		普通		8 t 以下	10,200	7,500	
				8 tを超えるものについては、1 t ごとに自家用5,100円、営業用3,800円を加算する。			
兼用貨客車	トラックの税率に右の税率を加算		1ℓ以下	5,200	3,700		
			1ℓ超～1.5ℓ以下		6,300	4,700	
			1.5ℓ超		8,000	6,300	
バス				30人以下		33,000	26,500
				30人超～40人以下		41,000	32,000
				40人超～50人以下		49,000	38,000
				50人超～60人以下		57,000	44,000
				60人超～70人以下		65,500	50,500
				70人超～80人以下		74,000	57,000
				80人超		83,000	64,000
一般乗合用		30人以下			12,000		
		30人超～40人以下			14,500		
		40人超～50人以下			17,500		
		50人超～60人以下			20,000		
		60人超～70人以下			22,500		
		70人超～80人以下			25,500		
		80人超			29,000		
三輪の小型自動車			6,000	4,500			

なお、賦課期日後に自動車の所有者の変更があった場合には、その年度の末日に所有者の変更があったものとみなして課税します。(平成18年4月1日より引越しや車の売買によって自動車が他府県ナンバーに変わっても、自動車税の還付や新たな課税はなくなりました。ただし、転出前の都道府県で自動車税が課税されず、転出後の都道府県で課税される場合、新所有者に月割課税がなされます。また、転出前の都道府県で自動車税が課税されていて、転出後の都道府県で課税されない場合は、転出前の都道府県において前所有者に月割還付がなされます。)

(6) 納税の方法（法148、149、151）

自動車税の納税は、普通徴収の方法と証紙徴収の方法で行います。

- ① 普通徴収の場合は、4月1日現在の自動車の所有者に対して納税通知書を交付することによって行われます。納期は、原則として5月中において都道府県の条例で定めます。
- ② 証紙徴収の場合は、賦課期日後に自動車を新規取得したときなどで、その登録（道路運送車両法の規定による新規登録、変更登録）の申請の際に行われます。

☞ 所有権留保付の場合の納税

割賦販売などで売主が所有権を留保している自動車については、買主を自動車の所有者とみなして課税しますが、買主が自動車税を滞納した場合には、一定の条件の下に売主は第二次納税義務を負うこととされています。

☞ 自動車の継続検査（いわゆる車検）と自動車税の納付

自動車は、道路運送車両法の規定によって、1年～3年に1回継続検査を受けなければなりません。この検査を受けるには自動車税の納税証明書が必要です。したがって、自動車税を納めていない場合は、自動車の継続検査を受けることができないことになっています。（道路運送車両法第97条の2）

☞ 自動車重量税（国税）

自動車重量税は、検査自動車および届出軽自動車について、新規または継続検査等のときに課されます。税率は、自動車の種類、用途、車両重量など別に定められています。

(7) 自動車税のグリーン化（法附則12条の3）

地球環境を保護する観点から、排出ガス及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車に対して自動車税を軽減する一方、新車登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする「自動車税のグリーン化」が実施されています。

① 軽課対象自動車

ア 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に新車新規登録を受けた下記の自動車については、平成29年度分に限り、税率が概ね75%軽減されます。

電気自動車、一定の排出ガス性能（平成21年排出ガス基準10%以上低減）を備えた天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車、平成17年排出ガス基準75%低減達成で平成32年度燃費基準+10%達成車、ディーゼル乗用車

(平成21年排出ガス基準適合)

イ 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に新車新規登録を受けた下記の自動車については、平成30年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成31年度分の自動車税に限り、税率が概ね75%軽減されます。

電気自動車、一定の排出ガス性能(平成21年排出ガス基準適合又は平成30年排出ガス基準適合で平成21年排出ガス基準10%低減達成)を備えた天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車、平成17年排出ガス基準75%低減達成又は平成30年排出ガス基準50%達成で平成32年度燃費基準+30%達成車、ディーゼル乗用車(平成21年排出ガス基準適合又は平成30年排出ガス基準適合)

ウ 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に新車新規登録を受けた下記の自動車については、平成29年度分に限り、税率が概ね50%軽減されます。

平成17年排出ガス基準75%低減達成で平成27年度燃費基準+20%達成車

エ 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に新車新規登録を受けた下記の自動車については、平成30年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成31年度分の自動車税に限り、税率が概ね50%軽減されます。

平成17年排出ガス基準75%低減達成又は平成30年排出ガス基準50%低減達成で平成32年度燃費基準+10%達成車

② 重課対象自動車

次に掲げる自動車(電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車、ガソリンハイブリッド自動車、一般乗用バス及び被けん引自動車を除く。)について、平成28年度分の税率の概ね100分の15(バス(一般乗用用のものを除く。))及びトラックについては概ね100分の10)を重課します。

ア ガソリン自動車又はLPG車で平成17年3月31日までに新車新規登録を受けたもの

イ ディーゼル車その他のアに掲げる自動車以外の自動車で、平成19年3月31日までに新車新規登録を受けたもの

③ 都条例による課税免除(都条例附則6条の4)

燃料電池自動車並びに電気自動車(燃料電池自動車以外のもの。)及びプラグインハイブリッド自動車で平成21年4月1日から平成33年3

自動車税

月31日までの間に新車新規登録を受けたものに対しては、新たに自動車税が課されるべき年度から、新車新規登録を受けた日から起算して5年を経過した日の属する年度までの各年度の自動車税に限り、課税が免除されます。

3. 事務の流れ

(1) 申告書の受付

自動車税における課税客体の具体的認定は、自動車の登録（道路運送車両法第4条）の有無によるものとされているため、納税義務者は運輸支局に新規登録、変更登録または移転登録の申請をした際等に、自動車税の賦課徴収に関し必要な事項を申告することとされています（法152①）。

☞ 申告書には、「自動車税・自動車取得税申告書（報告書）」（新規登録や譲渡・他府県からの定置場変更・登録番号の変更や住所氏名の変更及び廃車等）「自動車税非課税申告書」、「自動車取得税修正申告書」があります。

☞ 提出された申告書は記載事項を点検し、自動車税を納付すべき場合には証紙徴収税額を決定し証紙徴収します。

(2) 不申告分の処理

不申告により証紙徴収できない場合は、普通徴収に切替えて徴収します。

(3) 定期課税事務

定期課税は、4月1日現在の自動車の所有者に対して行います。原則として納期を5月中に定め、5月の上旬に納税通知書を発付します。

(4) 減免の処理

課税団体の条例に基づき、公益のため直接専用する自動車や構造上もっぱら下肢等障害者が使用する自動車など一定の要件に該当する場合は、納税義務者の申請により自動車税が減免されます。